

# 健康危機管理について

令和5年7月27日

医療政策課

# 健康危機管理とは？

## ▶ 健康危機管理の定義 (厚生労働省健康危機管理基本指針より)

「医薬品、食中毒、感染症、飲料水**その他何らかの原因**により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう」

## 「**その他何らかの原因**」 (地域健康危機管理ガイドラインより)

阪神・淡路大震災のような自然災害、毒物混入カレー事件のような犯罪、東海村臨界事故のような放射線事故、コンピューター2000年問題等も含まれる。また、サリン等の化学兵器や毒劇物を使用した大量殺傷型テロ事件も対処が求められることがある。

# 健康危機管理とは？

## ▶健康危機管理の対象分野

原因不明  
健康危機

感染症

医薬品医療  
機器等安全

医療安全

結核

食品安全

精神保健  
医療

飲用水  
安全

災害有事  
重大危機

介護等  
安全

児童虐待

生活環境  
安全

# 健康危機管理とは？

「厚生労働省健康危機管理基本指針」  
地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～

- ◆健康危機発生の**未然防止**
- ◆健康危機発生に備えた**準備**
- ◆健康危機発生への**対応**
- ◆健康危機による被害の**回復**

# 健康危機管理とは？

- 平成6年「地域保健法」(←「保健所法」)

平成 7年 阪神・淡路大震災(災害)  
地下鉄サリン事件(テロ)  
平成 8年 大阪堺市O157集団発生(食中毒)  
平成10年 和歌山カレー毒物混入事件(犯罪)  
平成12年 雪印乳業食中毒(食中毒)  
平成13年 BSE発生

- 平成13年「厚生労働省健康危機管理基本指針」

地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～

平成13年 保育園におけるセレウス食中毒(熊本市)  
平成14年 小学校における赤痢集団発生(熊本市)  
平成15年 日本旅行中の外国人からのSARS発症(感染症)  
平成19年 鳥インフルエンザ発生(感染症)、冷凍餃子薬物中毒事案  
平成21年 新型インフルエンザ  
平成23年 東日本大震災(災害)、福島第一原発事故(放射線事故)  
平成28年 熊本地震・鳥インフルエンザ発生時の協力(南関町)  
平成29年 ヒアリに対する注意喚起  
令和元年 新型コロナウイルス感染症(当初は新型インフルエンザの対応体制)  
令和4年 ハイイロゴケグモの生息確認(熊本市内で初)

# 健康危機管理体制について

## ▶ 非常時の連絡体制の徹底が求められている

地域における健康危機管理について ～地域健康危機管理ガイドライン～（抜粋）

### Ⅱ. 各論 1. 平常時の備え

#### （４）非常時に備えた体制整備

##### ⑤健康危機情報を迅速に把握できる体制の確保

#### a. 24時間、365日の対応体制

健康危機における健康被害の発生を最小限に抑えるためには、迅速に健康危機情報を把握し、その対策を講じることが必要である。そのためには、通常の業務時間以外の時間帯にも、随時連絡を取ることができるような体制づくりをすることが必要である。例えば、保健所において、通常の業務時間外の対応者（当番制でも可）を決め、保健所への時間外の電話に対する自動音声メッセージ、自動転送、庁舎の守衛への登録等の手段を用いて、その対応者と連絡が必ず取れるようにする必要がある。さらに、いかなる場合でも、保健所長（不在の場合はこれに代わる者）にその情報を迅速に伝達することが可能であるようにする必要がある。

# 健康危機管理体制について

## ▶ 熊本市危機管理指針

- 熊本市地域防災計画…自然災害・その他の災害等
- 熊本市国民保護計画…武力攻撃事態（テロ）等
- 熊本市事件等対処計画…事件・事故等の緊急事態等

# 熊本市事件等対処計画

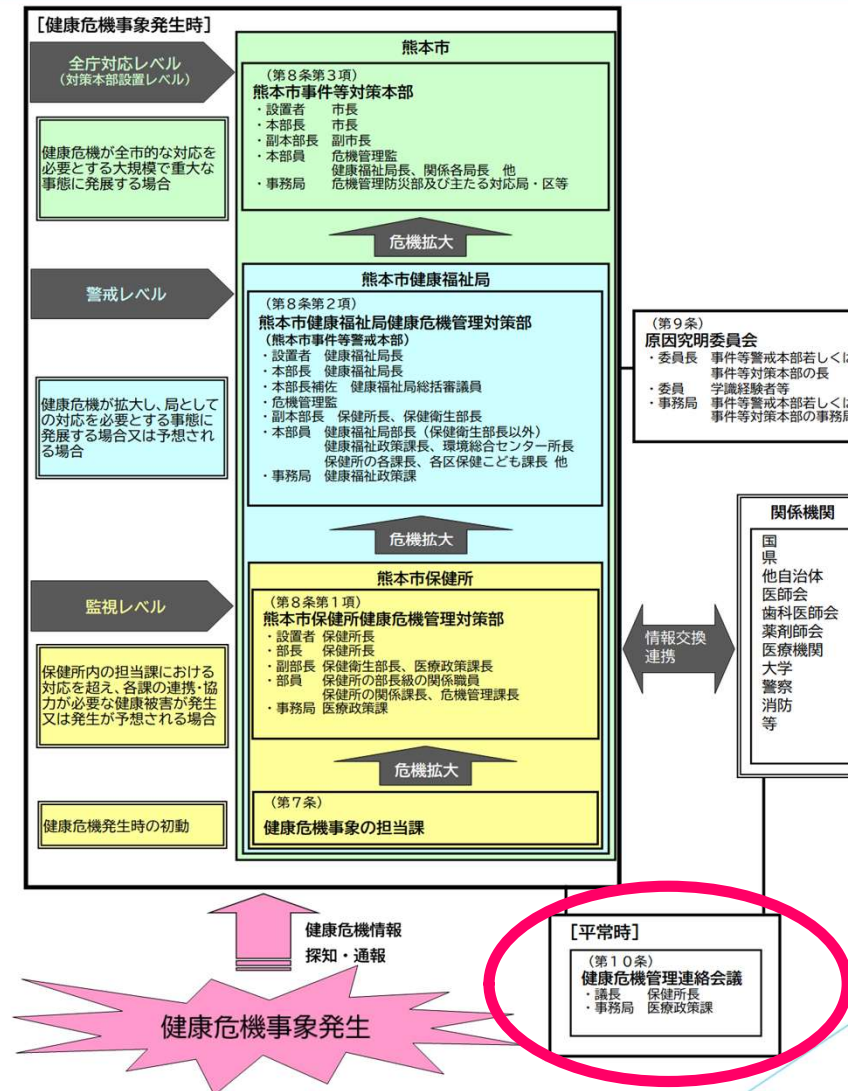
| 対象とする危機事象                 | 事 例                                                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態 | 所管施設及び関連施設での事件<br>(不審者等による殺傷事件等も含む)<br>イベント時の雑踏事故<br>公共工事における重大な事故<br>爆発事故及び大規模な火災<br>公共交通機関の事故等<br>不発弾等処理事案の発生       |
| 市民生活に広範な被害又は不安を与える事態      | 大規模な感染症の発生<br>化学物質・微生物・細菌等による事故の発生<br>家畜伝染病の発生<br>病虫害等の大量発生<br>危険物質等の漂流、漂着、流失<br>ライフラインの機能停止<br>環境汚染(光化学スモッグ、土壌汚染等) 等 |
| 円滑な行政運営に支障を及ぼす事態          | 情報システムやネットワークの機能停止<br>個人情報の流失・漏洩等<br>業務妨害、犯罪予告等の受報                                                                    |

# 熊本市事件等対処計画

| 危機レベル   | 内 容                                                                         | 体 制    | 本部等     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 監視レベル   | 危機事象発生の可能性がある情報があり、関係する局・区等と危機管理防災部が連携・協力して、状況確認・情報収集に重点をおき、その推移を見極める状態     |        | ※       |
| 警戒レベル   | 危機事象発生の可能性が高まり、所管の局・区等で警戒態勢を図り、必要に応じて事件等警戒本部を設置する事態                         | 警戒本部体制 | 事件等警戒本部 |
| 全庁対応レベル | 危機事象が発生し、又は発生のおそれがあり、その被害の規模や社会に与える影響が極めて大きいことから、事件等対策本部を設置し全庁的に対応する必要がある事態 | 対策本部体制 | 事件等対策本部 |

整合性を図るとともに必要な事項を定めたのが**熊本市健康危機管理要綱**

# 熊本市健康危機管理体制図



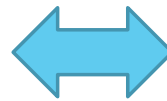
# 熊本市健康危機管理体制図

＜平常時＞

## 健康危機管理連絡会議

- ・ 議長 保健所長
- ・ 事務局 医療政策課

健康危機管理幹事会  
庁内13課 + 医師



## 関係機関

県  
医師会  
歯科医師会  
薬剤師会  
医療機関  
大学  
警察  
消防  
等

### 《幹事会の任務》

- ・ 平常時において関係機関との広範で緊密な情報交換を図ること
- ・ 定期的に会議を開催し、健康危機の発生時に迅速かつ円滑な対応ができる体制づくりに努めること
- ・ 連絡会議の議事に関すること